

健 第 1 7 5 3 号

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

保 險 医 療 機 関 各 位
保 險 薬 局 各 位
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 各 位

加 茂 市 健 康 課 長
(担 当 : 國 民 健 康 保 険 係)

妊産婦医療費助成事業（92）の県内現物給付化について

日頃、当市の妊産婦医療費助成事業に対してご理解いただきありがとうございます。

このたび、当市の妊産婦医療費助成事業について平成29年3月診療分から現物給付の範囲を拡大します。詳細は下記ならびに裏面のとおりとなります。

今回の変更で各機関の皆様には大変お手数をおかけしますが、今後とも当市の医療費助成事業についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 対 象 事 業 妊産婦医療費助成事業（公費負担者番号 **92150093**）

2. 変更開始年月 平成29年3月診療分から

3. 内 容

- ・ 対 象 者 加茂市に住民票のある妊産婦
- ・ 受 給 期 間 始期：妊娠届出年月日（医療機関で妊娠の確認できた日）
終期：出産した日の属する月の翌月末日
- ・ 一 部 負 担 金 通院 530 円まで
（同一月同一医療機関に4回まで、5回目以降は無料）（調剤は無料）
入院 1日1,200円×日数まで（減額認定証提示で食事療養費も助成）
訪問看護 1日250円（事業者ごと）
→ 受給者は受給者証を医療機関等窓口で提示し、保険診療のうち一部負担金のみ支払います。
→ 医療機関等は審査機関へレセプトにて請求し、審査機関より支払いをうけます。
- ・ 公費負担者番号 「92150093」（レセプトに記載してください）
（実施機関番号）
- ・ 現 物 給 付 「通院」「入院」「調剤」「指定訪問看護」
「食事療養費」（減額認定証の提示ありのみ）
- ・ レセプトへの記載方法は県単独医療費助成事業（県障、県親）と同様です。
- ・ 公費の医療費助成（県単を除く）と併用可能です。まず公費を充てていただき、残る自己負担について妊産婦医療費助成で助成します。（記載方法は公費と県単の併用に準じます）
- ・ 県親、県障の方については妊産婦医療費助成の対象外となります。

・柔道整復、鍼灸マッサージは償還払いです。

・受給者証イメージ（表・裏）は以下のとおりです。

※水色地に黒文字 ※128mm×91mm ※平成29年2月末受給者宛て発送予定

【妊娠婦】

裏面記載

加茂市 妊産婦 医療費受給者証			
妊	公費負担者番号	8 2 1 5 0 0 9 3	
	受給者番号	0 6 5 4 3 2 1	
	性別		
受給者	住所	加茂市幸町2丁目3番5号	
	氏名	加茂 花子	
	分娩予定日	年 月 日	
受給期間	始期	年 月 日	特別証明印
	終期	年 月 日	
	出産年月日	年 月 日	
発行機関名及び印	新潟県 加茂市長	加茂市 長之印	加茂市 長之印
交付年月日	年 月 日		
<p>医療費の負担率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労災の場合は、月の初日から4日目で受給日ごとに 630 円（ただしその月の自己負担額が 630 円に満たないときは当該額）を支払ってください。 ・入院の場合は、1日につき 1,100 円を支払ってください。 <p>なお、一部負担金は、有効期間内においても、変更となる場合があります。</p> <p>加茂市から標準負担額減額認定の交付を受けている方は受給期間内も助成されますので、入証時にこの証に添えて、関係機関窓口にご提出してください。</p> <p>加茂市の区政機関を受給された場合は、裏面をご覧ください。</p>			

注 意 事 項	
1	この証は加茂市から医療費の一部を助成してもらうための証ですから大切に保管してください。
2	県内の区政機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口にご提出してください。
3	県外の区政機関等で受診した場合は、医療費助成申請書に保険診療の所定の項目が記載された口ご自身分の前払金等を添付して医療費に申請してください。
4	この証の記載事項に変更が生じたとき及び加入している区政機関等に変更が生じた場合は、速やかに関係機関に届け出てください。
5	有効期間が経過したら、速やかに関係機関に届けてください。
6	他市町村に転出の場合は、この証は使用できませんので関係機関にお返しくください。
7	その他、わからないことがあったら、関係機関にお問い合わせください。

加茂市 健康課 国民健康保険係
0256-52-0080 (内線163)

4. その他

・レセプトの記載方法については、社会保険診療報酬支払基金新潟支部のホームページ (http://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/chitan/jutaku/15_niigata.html) に掲載されている「請求方法及びレセプト等記載について」の県単部分を参考に記載していただきますようお願いいたします。

以上

お問い合わせ先

〒959-1392
 加茂市幸町2丁目3番5号
 加茂市役所 健康課 国民健康保険係
 ☎0256-52-0080 内線 161,163 (担当:小柳)